

## 「いきいきシルバー100」交付申請書

〔昨年度交付を受けた方は、今年度も継続して「いきいきシルバー100」を交付しますので、申請は不要です。〕

住所	(〒 - ) 下関市		
電話番号			
ふりがな 氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
ふりがな 氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
ふりがな 氏名		備考	
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日

※同一世帯に対象者が複数いる場合は、連名で記入してください。  
※備考欄は記入不要

切り取り線

### 後期高齢者医療の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

後期高齢者医療の被保険者

●特別徴収の方

送付書類は保険料額の決定通知書・特別徴収(本徴収)通知書

納付方法は年金から(金融機関で納付の必要なし)

●特別徴収でない方

送付書類は保険料額の決定通知書・保険料の納入通知書  
納付方法は7月～3月の9回払い(10月以降から年金引き去りの方は7

7月～9月の3回払い)※納期限は各月末(12月は26日)※口座振替の手続きをしていない方は、送付する納入通知書で各納期限までに金融機関窓口で直接納付を。  
国民年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

### 入院時の食事代減額認定・限度額適用認定証の交付申請を

7月3日(月)から、入院時の食事代減額認定証と限度額適用認定証の更新受付を開始し



### 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和27年8月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方  
介護保険被保険者証、本人確認ができる書類  
介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。



### 国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険証の有効期限は7月31日(月)です。新しい保険証を7月31日までに簡易書留で郵送します(新しい保険証の有効期限は平成30年7月31日です)。「国民健康保険証の更新について」のながきが届いた方は、保険年金課徴収係か、管轄の総合支所での



### 後期高齢者医療の被保険者証を更新します

現在の被保険者証の有効期限は7月31日(月)です。更新手続きが不要な方には、新しい保険証(むらさき色)を7月下旬までに簡易書留で郵送します。※届いた保険証は8月1日(火)から使用可。旧保険証(オレンジ色)は、8月1日以降に各自で処分を(返却不要)国民年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課



### 後期高齢者医療減額認定証の更新を

現在の減額認定証の有効期限は7月31日(月)です。8月以降引き続き対象の方には7月下旬に新しい認定証を郵送します。届いた認定証は8月1日(火)から使用可。旧認定証は7月31日まで使用し、8月1日以降に各自で処分を(返却不要)。



が生じます

「区分Ⅱ」の減額認定証を持っていて有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請すると食事代が更に減額されます。申請の際は、病院の領収書など入院日数が確認できる書類の持参を。  
後期高齢者医療被保険者証、減額認定証、過去1年間の入院領収書(区分Ⅱの方のみ)、年金証書老齢福祉年金を受給の方のみ  
国民年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
国民年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

### 国民年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

7月3日(月)から平成29年度(平成29年7月～平成30年6月)の申請を受け付けます。  
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により承認を受けると納付が免除・猶予となる制度です。※平成28年度に全額免除が若年者納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している方は、申請書の提出を省略できる場合あり ※免除などの承認期間でも希望すれば10年以内であればさかのぼって納付できる追納制度あり  
国民年金事務所(☎238-0071)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

